

スポーツチャンバラ教室事業申請規程

1. この規程は、(独)日本スポーツ振興センターtotoくじ助成の対象事業である「スポーツチャンバラ教室事業」(以下「教室事業」)の開催に関し、公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会(以下「当協会」)が、教室開催の受託を希望する者(以下「受託希望者」)に当該事業の実施を委託するに際し、その申請・実施要領を定めるものである。
2. 受託希望者は、後記書式による申請書をもって、当協会事務局に、FAXにて開催を申請するものとする。
3. 上記申請書には、講師となる者、開催場所、開催場所に対する料金支払方法、日程、告知方法、受講対象者、必要な費用の細目および総額、見込まれる参加料収入額をそれぞれ記載するものとする。
なお、参加料収入額が、総経費額の3割を下回ると見込まれる教室は開催してはならないものとする。
4. 同一地域において、複数月にわたり同一の募集対象者に対する同一趣旨の教室事業を受託することは不可とする。
5. 本教室事業については、主催者はあくまで当協会であり、事業実施について、受託者は当協会の指示に従うべきものとする。
6. 当協会は、受託希望者が提出した申請書を確認し、要件に不足のないことを確認した場合は、開催許可決定をなすものとする。
7. 受託希望者は当該教室開催において必要となる経費と同額の預託金を、あらかじめ当協会指定口座に振込む方法により預託するものとする。
8. 当協会は、受託希望者の申請内容に従って、会場費(借損料)・講師謝金・交通費など必要な費用を、指定振込先に振込むものとする。なお、別紙申請対象経費一覧記載以外の経費は、受託希望者の自己負担とする。
9. 受託希望者は、教室開催が終了した場合には、必ず10日以内に、指定書式をもって、当協会に実績報告を行うものとする。実績報告には、くじ助成旗を掲示した上で参加者が集合した写真を付すものとする。また参加者から徴収した参加料収入を、当協会指定口座に振込むものとする。
10. 当協会は、受託希望者が提出した実績報告を審査し、要件に不足のない場合には、預託金を受託希望者に振込む方法により返還するものとする。ただし、振込手数料は受託希望者の負担とする。また、受託希望者の開催方法・経費支出額が不適切であったため補助対象外となる経費が発生した、参加料収入が見込みを下回ったなどの理由により、予算時点以上に収支差損が発生した場合には、当協会は、預託金から差損分を控除した上で、残額を受託希望者に返還するものとする。
11. 前項の預託金の返還は、(独)日本スポーツ振興センターにより、当該教室事業にかかる経費についての審査が終了した後、2か月以内とする。ただし、やむをえない事情により、預託金の返還が遅延したとしても、受託希望者はこれに異議を述べないものとする。
12. 本規程の実施に際し必要な細目は当協会会長が定めるものとする。

別紙 1

申請対象経費

①借損料

条件

- ・会場から当協会を宛名として領収書が発行されること
- ・領収書には、利用日・利用時間・利用場所が明記されること
- ・料金一覧が公開されていること
- ・当該事業により専用利用されていること（個人利用・共用は不可）
- ・当協会からの振込により会場費の支払が可能であること、現金しか受付られない場合には、その旨を明記した規約を提出できること
- ・公営施設またはこれに準じる企業法人が運営する施設であること（個人が所有する道場などは不可）

②謝金

条件

- ・教室の講師ないしスタッフとして従事したものに対する謝金であること
- ・事業実施日当日、その前日、その翌日（前後合計3日）の従事にかかる謝金であること
- ・従事時間1時間あたり1250円とすること
- ・1日の従事時間が7時間を超えないものであること
- ・支払対象者個人宛に直接振込により支払が可能であること（未成年者であっても、保護者による代理受領などは不可）
- ・必要な場合には、マイナンバーの提出が可能なものであること
- ・教室参加者と重複しない者に対する謝金であること

③交通費

条件

- ・教室の講師ないしスタッフとして従事した者への交通費であること
- ・当該者の住所地と教室実施地が片道20km以上離れており、かつ同一市町村内でないこと（東京23区内は同一とみなす）
- ・鉄道、バスなどの公共交通機関を利用した交通費であること（タクシー・自家用車不可）、実際の支払額にかかわらず最安経路への支払であること
- ・領収書、ICカード利用履歴などにより、交通費の支出が客観的に証明可能であること

④印刷費

条件

- ・教室の告知にかかるビラ、ポスターなどの印刷費であること
- ・本印刷前に、原稿を当協会に提出し、承諾を得たものであること
- ・印刷にかかる経費を、当協会から直接振込により支払可能であること
- ・費用の内訳明細、納品日などを書面（請求書・納品書など）により確認できるものであること
- ・印刷を業とする事業者への支払であること（個人宅でのプリンターによる印刷等は不可）
- ・指定のくじ助成ロゴマークを付したものであること

(公社)日本スポーツチャンバラ協会 御中

申請年月日 年 月 日

令和3年度 スポーツチャンバラ教室事業

開催受託申請書兼予算申請書

開催予定日 年 月 日

開催場所

予算管理責任者	
氏名	
所属	
連絡先: 電話	
FAX	
E-mail	

[収入] (単位 円/消費税込み)

科目	単価	数量(人数)	合計
参加料収入			0
その他(具体的に)			0
収入合計「A」			0

[支出]

科目	単価	数量	合計
会場使用料			0
講師謝金			0
スタッフ謝金			0
交通費			0
印刷費			0
			0
			0
支出合計「B」		0	0

[収支尻]

収入合計	支出合計	収支
「C」=「A」-「B」	0	0

収支判定(収入が費用の30%以上) ok

- * 支出予定額と同額の預託金を事業に先立って預託すべきこと
- * 助成対象経費はすべて協会本部から支出先に直接振り込まなければならないこと
(実施担当者が直接支払った経費は原則としてすべて助成対象外となる)
- * 預託金の返還は実績報告の審査後となり、相当長期間経過後になる可能性があること
- * 実績報告の結果、対象外経費があった場合には、預託金の返還額が減額されること。
- * 支出額の30%以上の参加料収入が見込まれる事業でなければ開催すべきでないこと。
- * 開催の際は、かならずtoto助成フラッグを掲揚の上、集合写真を撮影すること。
- * 印刷物を作成する際には、必ずtoto助成ロゴマークを掲載すること
- * 事業実施10日以内に実績報告書を提出しなければならないこと

承認印欄
